

第5条 各クラブを作るには文化部15名、体育部20名以上の部員を必要とする。

第6条 各クラブ長及び生徒役員によってクラブ委員会を組織する。クラブ委員会の顧問は生徒指導部の先生に依頼する。

第7条 クラブ委員会の役員はその間から委員長1名、副委員長2名、書記2名を選ぶ。

第8条 委員会は次の仕事をする。

1. 活動期日及び方法の調整。
2. 部員の募集に関する件。
3. 用具の整理の方法の打ち合わせ。
4. 予算の調整。
5. 顧問調整の案を作る。
6. クラブをあたらしく造ること及び廃止すること。
7. その他のクラブの改善に関する相談。

前後期のはじめは新しい会員ができるまで旧役員が仕事をする。クラブ委員会は普通1ヵ月に1回開き必要に応じて開くことができる。

第9条 クラブ費用は学校予算(公費)と生徒活動費(私費)とでまかない、特別な場合にクラブ委員会の承認を得た後クラブ員から集めることができる。

第10条 クラブ活動は文化部体育部、おのおの週1日いっせいに行ない、その活動の時間制は顧問の相談の上決める。その他クラブ計画に従っていつでも行なうことができる。

第11条 この規則を改めるにはクラブ委員会に文章にして出しクラブ委員会で出席者の3分の2の承認を得て中央委員会に出す。

## 生徒会役員選挙規程

### 第1章 総 則

第1条 1. この規程は、生徒会役員をえらぶため生徒会規約5条にもとづいて作られたものである。

2. 選挙は会員の自由な意志によって公正に行なわれなければならない。

第2条 会員は原則として平等に選挙することができ、また立候補できる。

### 第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、前期3年の学級委員(各学級2名)により構成され、委員長は互選によって1名を選出する。

第4条 選挙管理委員の任期は、委員会発足の日から役員引き継ぎ日までとする。

第5条 選挙管理委員会は選挙に関する一切の責任を負う。

第6条 選挙管理委員会は選挙に関する次の事務を行なう。

- a) 選挙の公示。
- b) 立候補者の受付。
- c) ポスターの用紙配布および管理。
- d) 投票準備および開票。
- e) 立会演説会の開催。
- f) 必要に応じて広報活動を行なう。

第7条 選挙管理委員は一切の選挙運動への参加はできない。

第8条 選挙管理委員会の本部は、生徒会本部(室)におく。

### 第3章 立候補の届出

第9条 立候補者は、会長・副会長・会計・書記のいずれか一つに立候補する。